

認証の詳細

<一酸化炭素発生抑制調理器具>

— 目 次 —

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
 - 表 1 : 製造設備基準
 - 表 2 : 検査設備基準
 - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
 - 表 4 : 型式確認申請手数料
 - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
 - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
 - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
 - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合
 - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
 - 表 11 : ロット認証の申請手数料
 - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

| 製造設備 | 技術上の基準 |
|--|----------------------|
| 1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 1. 適切に切断加工ができること。 |
| 2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 2. 適切に曲げ加工ができること。 |
| 3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 3. 適切に穴あけ加工ができること。 |
| 4. プレス加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 4. 適切にプレス加工ができること。 |
| 5. 溶接加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 5. 適切に溶接加工ができること。 |
| 6. 研磨加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 6. 適切に研磨加工ができること。 |
| 7. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 7. 適切に防せい処理加工ができること。 |
| 8. 乾燥設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 8. 適切に乾燥ができること。 |
| 9. 焼成設備 (当該製造工程を要する場合に限る) | 9. 適切に焼成ができること。 |
| 10. 組立設備 | 10. 適切に組立ができること。 |
| ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、研磨加工設備及び防せい処理加工設備、乾燥設備、焼成設備で製造される部品の製造技術の状況により、製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者 | |

は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。

表2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

| 検査設備 | 技術上の基準 |
|-----------------------|---|
| 1. 外観、構造、寸法及び容量確認設備 | 1. 灯油、金属製直尺、ノギスメスシリンダー等を備えていること。 |
| 2. 取っ手及びふたつまみの温度測定設備 | 2. 調理器具にシリコンオイル等を入れて200℃に達するまで、または水が沸騰するまで加熱したとき、手が触れる部分の温度を測定できる設備を備えていること。 |
| 3. 取っ手の繰り返し強度試験設備 | 3. 取っ手を固定し、調理器具に満水容量の水の質量の2倍に相当する力を繰り返し10,000回加えたとき、本体と取っ手との残留たわみを測定できる設備を備えていること。 |
| 4. 取っ手の耐荷重試験設備 | 4. 本体を2箇所以上の支点で保持するものにあつては取っ手に調理器具の質量に相当する力と満水容量の水の質量に相当する力の2分の1の力を、本体を1箇所の支点で保持するものにあつては取っ手に調理器具の質量に相当する力と満水容量の水の質量に相当する力を加えたとき、本体と取っ手との残留たわみを測定できる設備を備えていること。 |
| 5. 安定性試験設備 | 5. 調理器具を15°傾斜して、安定性を確認できる設備を備えていること。 |
| 6. 耐熱衝撃性試験設備 | 6. 調理器具を100℃または200℃に加熱した後、水道水中にて急冷できる設備を備えていること。 |
| 7. 一酸化炭素 (Co) 排出量試験設備 | 7. ガスコンロの形状に合わせた屋根形状のフードに取り付けた集煙管からチューブ |

| | |
|--|--|
| <p>8. 材料確認試験設備</p> <p>ただし、取っ手及びふたつまみの温度測定設備、取っ手の繰り返し強度試験設備、取っ手の耐荷重試験設備、耐熱衝撃試験設備、一酸化炭素（CO）排出量試験設備、材料確認試験設備の試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p> | <p>を介して一酸化炭素（CO）排出量を測定できる設備を備えていること。</p> <p>8. ガラス製のふたを備えているものにおいてはガラス部分の耐熱温度差を測定、取っ手及びふたのつまみに合成樹脂を用いているものにおいては合成樹脂の燃焼試験、耐熱試験及び耐煮沸試験を、調理器具の内面にめっき又は塗装が施されているものにおいては耐熱性の確認を行える設備を備えていること。</p> |
|--|--|

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

| 要素 | 区分 |
|----------|---|
| 材質 | (1) 鋼製のもの (2) 主たる材質が鋼製であり、多種金属と複合したもの (3) 主たる材質がアルミニウム合金製であり、多種金属と複合したもの (4) 主たる材質がセラミックス製のもの (5) その他のもの |
| 調理器具の種類Ⅰ | (1) A型のもの（両手なべ、片手なべ、天ぷらなべ、土鍋等） (2) E型のもの（やかん等） (3) F型のもの（フライパン、玉子焼、グリルパン等） (4) その他のもの |
| 調理器具の種類Ⅱ | (1) 家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSGマーク表示のあるもの (2) クッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示のあるもの (3) 家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSGマーク表示のあるも及びクッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示のあるもの (4) 家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSGマーク表示のないも及びクッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示のないもの |
| 内面塗装の有無 | (1) 内面塗装を施したもの (2) 内面塗装を施していないもの |

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

| 申請窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------|--|---|
| 製品安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000円/型式（税抜10,000円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 ・ 材料試験（食品衛生法370号）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 | <p>三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座300447 口座名：一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account : 300447 Beneficiary Name: Consumer Product Safty Association (Swift Address) BOTKJPJT</p> |
| 委託検査機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日用金属製品検査センター 91,300円(税抜83,000円) ・ ただし、クッキングヒータ用調理器具のSG試験と同時申請の場合はクッキングヒータ用調理器具の試験費用が別途必要です。 28,050円(税抜25,500円) ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 93,500円(税抜85,000円) ・ ただし、クッキングヒータ用調理器具のSG試験と同時申請の場合はクッキングヒータ用調理器具の試験費用が別途必要です。 49,500円(税抜45,000円) です。 ・ ふたがある場合は別途加算があります。 1,100円(税抜1,000円) ・ 取っ手が木製又は合成樹脂のもので取っ手及びつまみの温度を測定するものは別途加算があります。 11,000円(税抜10,000円) ・ グリル及びコンロの両方で測定するものは別途加算があります。 22,000円(税抜20,000円) | <p>委託検査機関が指定する口座へお振り込みください。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス製ふたのものは別途加算があります。 3,300円(税抜3,000円) ・ 取っ手及びつまみが樹脂のものであって燃焼性、耐熱性及び耐煮沸性を測定するものは別途加算があります。 16,500円(税抜15,000円) ・ フッ素塗膜のものは別途加算があります。 3,300円(税抜3,000円) | |
|--|---|--|

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

| | 送付先 | 試験試料の数 |
|----------------|---|---|
| 型式確認試験の 申込先 | ◆一般財団法人日用金属製品検査センター <本部> 〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9 TEL 0256-62-3131 FAX 0256-62-3879 | 3個/型式 製品形態及び試験項目により資料数を追加する場合があります。 試料を送付する際はメモ添付等分かるようにしてください。 |
| | ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 | |

表6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

| |
|----------|
| 認証日より3年間 |
|----------|

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

| 表示方式 | 表示方法 |
|--|---|
| <p>協会支給ラベル方式</p> <p>※CH調理器具のSGラベルとは別に表示します。</p> | <p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。交付単位は50枚です。</p> <div data-bbox="710 459 1268 683" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図1 協会支給ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p> |
| <p>自社表示方式</p> <p>※CH調理器具のSGラベルとは別に表示します。</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p> | <p>製品本体の見やすい位置に図2に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="734 1086 1093 1220" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図2 自社表示</p> <p style="text-align: center;">中にあるSGマークの表示は以下のとおりとなります。</p> <div data-bbox="758 1355 1061 1646" style="text-align: center;"> </div> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1か月ごとに表示実績を報告してください。 このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p> |
|--|--|

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

| 申請窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------|--|---|
| 製品安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一酸化炭素発生抑制調理器具単独のもの 6.6円/個 (税抜 6円/個) ・ 家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSGマーク表示があるもの 4.4円/個 (税抜 4円/個) ・ クッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示があるもの 4.4円/個 (税抜 4円/個) ・ 家庭用の圧力なべ及び圧力がまとクッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示が両方のあるもの 2.2円/個 (税抜 2円/個) <p>※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。</p> <p>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p> | <p>三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座300447 口座名：一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account : 300447 Beneficiary Name: Consumer Product Safty Association (Swift Address) BOTKJPJT</p> |

表 9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

| |
|----------|
| 購入日より5年間 |
|----------|

2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

| | |
|------|---|
| 申請窓口 | ◆一般財団法人日用金属製品検査センター |
| | <本部> 〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9 TEL. 0256-62-3131 FAX 0256-62-3879 |
| | <大阪事業所> 〒537-0014大阪市東成区大今里西4-22-4 TEL/FAX 06-6972-1653 |
| | ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 |
| | <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 |
| | <東京検査所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549 |

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

| 窓口 | 手数料 | 振込先 | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-------------------|-----|--|-----------------|------------------|----------|-------------------|-------------------|-------------|--------------|---------------|---------------------------|
| 一般財団法人 日用金属製品 検査センター | <p>(1) 基準適合検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 91,300 円（税抜 83,000 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、クッキングヒータ用調理器具の SG 試験と同時申請の場合はクッキングヒータ用調理器具の試験費用が別途必要です。 28,050 円（税抜 25,500 円） 材料試験（食品衛生法370号）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 一酸化炭素発生抑制調理器具単独のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.6円/個（税抜 6円/個） 家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSGマーク表示があるもの 4.4円/個（税抜 4円/個） クッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示があるもの 4.4円/個（税抜 4円/個） 家庭用の圧力なべ及び圧力がまとクッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示が両方のあるもの 2.2円/個（税抜 2円/個） <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ロット数</th> <th colspan="2">検査料</th> </tr> <tr> <th>一酸化炭素発生抑制調理器具のみ</th> <th>クッキングヒータ用調理器具と同時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,600 以下</td> <td rowspan="4">8.8円/個 (税抜 8円)</td> <td rowspan="4">8.8円/個 (税抜 8円)</td> </tr> <tr> <td>1,601~6,500</td> </tr> <tr> <td>6,501~16,000</td> </tr> <tr> <td>16,001~25,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p> | ロット数 | 検査料 | | 一酸化炭素発生抑制調理器具のみ | クッキングヒータ用調理器具と同時 | 1,600 以下 | 8.8円/個 (税抜 8円) | 8.8円/個 (税抜 8円) | 1,601~6,500 | 6,501~16,000 | 16,001~25,000 | 委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。 |
| ロット数 | 検査料 | | | | | | | | | | | | |
| | 一酸化炭素発生抑制調理器具のみ | クッキングヒータ用調理器具と同時 | | | | | | | | | | | |
| 1,600 以下 | 8.8円/個 (税抜 8円) | 8.8円/個 (税抜 8円) | | | | | | | | | | | |
| 1,601~6,500 | | | | | | | | | | | | | |
| 6,501~16,000 | | | | | | | | | | | | | |
| 16,001~25,000 | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------------------------------|---|----------------------------------|
| <p>一般財団法人 日本文化用品 安全試験所</p> | <p>(1) 基準適合検査（検査試料の数は表5と同じ） 93,500円（税抜85,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、クッキングヒータ用調理器具のSG試験と同時申請の場合は49,500円（税抜45,000円）です。 ・ふたがある場合は別途加算があります。 1,100円（税抜1,000円） ・取っ手が木製又は合成樹脂のもので取っ手及びつまみの温度を測定するものは別途加算があります。 11,000円（税抜10,000円） ・グリル及びコンロの両方で測定するものは別途加算があります。 22,000円（税抜20,000円） ・ガラス製ふたのものは別途加算があります。 3,300円（税抜3,000円） ・取っ手及びつまみが樹脂のものであって燃焼性、耐熱性及び耐煮沸性を測定するものは別途加算があります。 16,500円（税抜15,000円） ・フッ素塗膜のものは別途加算があります。 3,300円（税抜3,000円） ・材料試験（食品衛生法370号）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 一酸化炭素発生抑制調理器具単独のもの 6.6円/個（税抜6円/個） 家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSGマーク表示があるもの 4.4円/個（税抜4円/個） クッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示があるもの 4.4円/個（税抜4円/個）家庭用の圧力なべ及び</p> | <p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p> |
|------------------------------------|---|----------------------------------|

| | | | |
|-------------------------------|---|---------------------------------------|------------------------|
| | 圧力がまとクッキングヒータ用調理器具のSGマーク表示が両方のあるもの 2.2円/個（税抜 2円/個） ② ロットの大きさ毎の額 | | |
| | ロット数 | 検査料 | |
| | | 一酸化炭素発生抑制調理器具のみ クッキングヒータ用調理器具と同時 | |
| | 1,600 以下 | 13,200円 (税抜12,000円) | 15,400円 (税抜14,000円) |
| | 1,601～6,500 | 19,800円 (税抜18,000円) | 22,000円 (税抜20,000円) |
| | 6,501～16,000 | 26,400円 (税抜24,000円) | 28,600円 (税抜26,000円) |
| 16,001～25,000 | 33,000円 (税抜30,000円) | 35,200円 (税抜32,000円) | |
| ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） | | | |

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

| 表示方式 | 表示方法 |
|---|---|
| <p>協会支給ラベル方式</p> <p>※CH 調理器具の SG ラベルとは別に表示します。</p> | <p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。</p> <div data-bbox="722 409 1270 633" data-label="Image"> </div> <p>図 1 協会支給ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p> |
| <p>自社表示方式</p> <p>※CH 調理器具の SG ラベルとは別に表示します。</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p> | <p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="746 958 1098 1093" data-label="Image"> </div> <p>図 2 自社表示</p> <p>中にある SG マークの表示は以下のとおりとなります。</p> <div data-bbox="762 1234 1054 1518" data-label="Image"> </div> <p>寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p> |

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更